

平成 23 年 2 月 22 日

金融円滑化への対応状況（平成 22 年 12 月末現在）の一部訂正について

平成 23 年 2 月 9 日に開示いたしました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第 7 条第 1 項に規定する説明書類（平成 22 年 12 月末基準）について、内容の一部に誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。

なお、当行ホームページ上の公表資料につきましては、訂正内容を反映した数値を掲載しております。

記

【訂正内容】

第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況

（別表 3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（単位：百万円）

	訂正前	訂正後	差異
	平成22年 12月末	平成22年 12月末	平成22年 12月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	103,759	112,436	8,677
うち、実行に係る貸付債権の額	98,155	98,155	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	4,330	4,330	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	1,251	1,251	0
うち、審査中の貸付債権の額	8,711	8,711	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1,239	1,239	0

（別表 4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

（単位：件）

	訂正前	訂正後	差異
	平成22年 12月末	平成22年 12月末	平成22年 12月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,898	3,149	251
うち、実行に係る貸付債権の数	2,705	2,705	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	146	146	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	76	76	0
うち、審査中の貸付債権の数	253	253	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	45	45	0

以上